Deloitte.

本資料（参考和訳）は、Deloitteが2012年6月20日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。

方向性は明確になりつつあるが、主要な懸念点は引き続き検討中である

IFRS 4 フェーズ II アップデート

IASB・FASB 合同会議 – 2012年6月

Francesco Nagari

2012年6月20日

目次

- 今月の合同会議での決定事項および教育セッションのハイライト
- スタッフ提案と審議会の議論の詳細分析
- 今後の日程と次のステップのアップデート

合同会議のハイライト

- 望ましい収益認識パターンとして、“経過保険料”が考えられる（合同教育セッション）。
- アンバンドルされた構成要素（適切な基準の下で会計処理される）に「明確に関連し、かつ帰属している」キャッシュ・フローを配分することが両審議会合同で決定された。
- 金融商品会計の公正価値オプションは、公正価値で測定して差額をその他の包括利益で認識する（FVOCI）資産に利用可能となる。
- IASBは、新契約費を負債の一部として会計処理することへの選好を強調している（IASB単独の教育セッション）。
- FASBの議長は、保険会計についてのコンバージェンス作業から離脱する可能性を述べている。
- 更新されたテクニカルプランは、次回のマイルストーン文書が2012年第4四半期に刊行されるというデロイトの予想を裏付けている。

ASB/FASB教育セッション（6月12日）の詳細

経過保険料の測定（ボリューム情報）：ペーパー2B-C/84B-C

背景

- スタッフは、保険料を測定するための３つの方法を説明した。

経過保険料：当期中に提供されたサービスに対して受領可能な保険料（EDでは　PAAについてこの方法が提案されていたが、BBAについては該当しない）

引受保険料：当期中に当初認識された契約について、契約の境界線内のすべてのキャッシュ・インフローの現在価値を保険料とし、アウトフローの現在価値とマージンを費用とする

期日到来保険料：収益が受領可能であると見込まれる時点の保険料であり、対応する負債の増加が費用となる（BBAについてEDではこの方法は却下されたが、後に選好された）。

- 財務諸表利用者および保険ワーキンググループとのこれまでの意見交換から、さまざまなフィードバックが寄せられたが、その中から特定の方向性は見出せない旨、スタッフから報告された。

IASB/FASB教育セッション（6月12日）の詳細

経過保険料の測定（ボリューム情報）：ペーパー2B-C/84B-C

スタッフ提案と質問

- スタッフは「経過保険料」基準を提案した。
- 運用上の困難性についての懸念が挙げられた。

スタッフの質問

1. 両審議会は、「経過保険料」アプローチによって提供される情報が有用であると考えるか？
2. IWGとのアウトリーチ活動や今後のセッションで検討すべき他の課題はあるか？

審議内容

- 両審議会はスタッフ提案を支持した。
- 収益認識と保険負債の変動に対する議論では、一致した見解は示されていない。

今後考慮すべきポイント

- コスト・ベネフィット
- 保険金請求に関連しないキャッシュ・フロー、新契約費
- 会計単位

IASB/FASB合同会議（6月12日）の詳細

アンバンドルされた構成要素へのキャッシュ・フローの配分ーペーパー2A/84A

スタッフの提案

アンバンドルされた構成要素について、:

a. 投資要素のキャッシュ・フローを、別個の契約が販売されたかのように測定する

b. アンバンドルされた投資要素（またはアンバンドルされた組込デリバティブ）に配分されたキャッシュ・フローを除いた後、残りの対価と割引・割増を、保険要素とサービス要素に配分する。

c. アンバンドルされた構成要素が複数存在する場合、キャッシュ・フローは、合理的で首尾一貫した方法に基づき、各構成要素に配分する。

IASB/FASB合同会議（6月12日）の詳細

アンバンドルされた構成要素へのキャッシュ・フローの配分ーペーパー2A/84A（続き）

審議内容

いくつかの項目に対して懸念が示された：

- 「配分」の概念的な性質
- 実質的に前払される項目（例えば、新契約費）が費用処理されないようにするための概念的な根拠
- 各構成要素に対する直接的な支出の帰属の信頼性
- 各構成要素間の共通費の配分の信頼性

これらの懸念はあったが、両審議会はスタッフの提案を支持したようであった。

決定事項

	IASB	FASB
スタッフ提案への選好	全員一致	全員一致

IASB/FASB合同会議（6月13日）の詳細

OCIを用いて処理する金融商品－適格要件の改善

背景

- 5月の会議で、適格な負債性金融商品についてFVOCI区分を設けることが承認された。
- 負債性金融商品を償却原価（AC）区分とFVOCI区分に分類するための事業モデルテストは別のものである。
- 契約上のキャッシュ・フローが元本および利息 (信用リスクを含む) の支払いのみでない場合、FVTPL（残余の区分）

質問

- 負債性金融商品をFVOCIとして分類するためには、契約上のキャッシュ・フローの特性テストをパスしなければならないか？

決定事項

両審議会は、FVOCIとして適格となるためには以下を満たす必要があることに同意した。

- 金融商品は、契約上のキャッシュ・フローの特性テストをパスしなければならない。
- 適切な事業モデルの中で管理されなければならない。

IASB/FASB合同会議（6月13日）の詳細

金融商品－公正価値オプション－IASBのみ

背景

現行のIFRS第9号では、以下の場合、当初認識時において、公正価値オプションの適用を認めている。

- 金融資産－会計上のミスマッチを除去または著しく軽減する場合
- 金融負債－以下の3点（IAS第39号から繰越）のいずれかを満たす場合
  - 会計上のミスマッチを除去または著しく軽減する
  - 金融負債のグループまたは金融資産と金融負債のグループが、公正価値ベースで測定・業績評価されている
  - 金融負債に区分処理が要求される組込デリバティブが含まれる場合に、当該ハイブリッド金融負債全体を公正価値で測定する
- FVOCI区分をデフォルト（要件を満たす場合）として導入すると、公正価値オプションの適用に影響を与える

IASBの決定事項

- 会計上のミスマッチを除去または著しく軽減する場合、公正価値オプションの適用範囲を、オプションを適用しなければFVOCIで測定されることになる金融資産に拡大する

IASB/FASB合同会議（6月13日）の詳細

金融商品ー公正価値オプションーFASB

背景

現行のFASBの指針は以下の金融商品に公正価値オプションを認めている。

- 金融資産と金融負債については、企業がネットエクスポージャーを公正価値ベースで管理し、経営者に対して公正価値ベースで報告している場合
- ハイブリッド金融資産またはハイブリッド金融負債については、組込デリバティブの区分処理を回避する場合

- FASBの5月の暫定決定事項の結果、ハイブリッド金融資産はもはや区分処理の対象とならないため、公正価値オプションはハイブリッド金融負債にのみ適用される。

IASB/FASB合同会議（6月13日）の詳細

金融商品－公正価値オプション－FASB（続き）

FASBスタッフの提案－本質的に、IASBの考え方と接近した

金融資産について、以下の場合、当初認識時において、事後に取消不能な公正価値オプションの選択を認める

- 会計上のミスマッチを除去または著しく軽減する場合

金融負債について、以下の場合、当初認識時において、事後に取消不能な公正価値オプションの選択を認める

- 測定または認識の不整合を除去または著しく軽減する場合
- 金融資産と金融負債（またはそれぞれ）のグループが、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って公正価値ベースで測定・業績評価されている場合
- ハイブリッド金融負債が、オプションを適用しなければ区分処理が要求される組込デリバティブを含む場合

IASB/FASB合同会議（6月13日）の詳細

金融商品ー公正価値オプションーFASB（続き）

審議内容

オプションを持つことに対する懸念

- 公正価値ベースで測定される金融資産と金融負債（またはそれぞれ）のグループに対する公正価値オプションー許容か要求か？

決定事項

以下の場合、当初認識時において、事後取消不能な公正価値オプションの選択を認める

- ハイブリッド金融負債については、以下の場合を除いて適用可能
  - その組込デリバティブが、それがなければ契約上求められていたはずのキャッシュ・フローを大きく変更していない場合
  - 同様のハイブリッド商品が最初に検討される際に、組込デリバティブの分離が禁じられることが、ほとんど分析なしに明らかな場合
- 金融資産と金融負債のグループについては、企業がこれらの金融資産と金融負債（デリバティブ商品でもよい）に関連するネットエクスポージャーを公正価値ベースで管理しており、かつ企業が経営者に対して公正価値に基づく情報を提供している場合、適用可能

IASB教育セッション（6月14日）の詳細

繰延新契約費の解放パターン－ペーパー2D

背景

5月の合同会議で、

- IASBは保険負債の測定に新契約費を含めることを議決した。
- FASBは、IASBとのコンバージェンスを目指すため、包括利益に影響しないように単一マージンとネットする処理の検討について同意したが、決議は行わず、資産として認識することを選好した。

審議内容

過去のいくつかの決定事項を再検討することになった。

- 選択肢1：発生時に費用処理する。
- 選択肢2：資産を認識し、カバー期間にわたって償却する。
- 選択肢3：発生時に費用処理するとともに、純利益への影響をなくすために残余マージンの一部を解放する。
- 選択肢4：オプション3と同様だが、ネットで表示する。
- 選択肢5：資産ではなく保険負債からの控除項目に含めるとともに、前倒しで収益が生じないよう、マージンの解放とは異なるドライバーを用いて期間にわたって償却する。

IASB教育セッション（6月14日）の詳細

新契約費の取り扱い（続き）

選択肢の要約

	メリット	デメリット
選択肢１	▪ サービスを提供しない場合に費用処理 ▪ 簡単である	▪ 収益のある契約について前倒しで損失が生じる ▪ 負債が膨らむ
選択肢２	▪ 収益認識プロジェクトと整合的 ▪ FASBの選好と整合的 ▪ 償却が容易（定額法であれば） ▪ 当初の純損益に影響がない	▪ 不利な契約のテストで考慮する必要がある ▪ 別個に表示 ▪ サービスおよび残余マージンの解放と整合的に償却する必要性
選択肢３	▪ 当初の純損益に影響がない ▪ 資産を継続記録し償却していく必要がない	▪ 目的適合性のないボリューム情報 ▪ カバー期間開始前に収益が認識されうる
選択肢４	▪ 当初の純損益に影響がない ▪ 前倒しの収益計上を避けられる	▪ 目的適合性のないボリューム情報
選択肢５	▪ 当初の純損益に影響がない ▪ 前倒しの収益計上を避けられる ▪ ボリューム情報に影響しない	▪ 事後の影響が選択肢３・４より大きい ▪ 異なる償却ドライバーが必要

IASB教育セッション（6月14日）の詳細

新契約費の取り扱い（続き）

結論

- 意思決定セッションでないため、決定事項はない。
- IASBはスタッフに対して、新契約費から生じる資産を保険負債の帳簿金額の一部として含め、これを時の経過に応じて解放し、前倒しでの収益を避けるような選択肢を開発するよう依頼した。
- IASBメンバーの大多数（9名）がこの提案を支持した（公式な議決ではないが）

FASB諮問委員会（6月5日）

保険契約プロジェクトについての報告

- FASB議長であるレスリー・シードマンは、いくつかのプロジェクトの進捗状況についてコメントした際、諮問委員会に対して以下のように述べたと報告されている。

- 「FASBは今、一歩後退し、どのように進めるか決定することになる。FASBは、U.S.GAAPの的を絞った改善を行うか、または、コンバージェンスされた基準書という形ではまとまらない、より大規模な変更をまとめて進めていくか、決定することになるだろう。」

- 「われわれは、保険契約についてのコンバージェンスの達成を強く願っているので、これらの相違点を解決するためにこれまでに2回、審議会を開催し直した。何度か試みたが、保険の論点の中でも提案内容に関する本質的な側面についてコンバージェンスされた結論に向かっていないことを、私は失望ながらに報告する。」

次のステップと今後の日程

- 次の合同会議は7月16日の週と予想される。
- 保険ワーキンググループが6月25日と26日にロンドンで開催される。
- 主要な論点でまだ審議されていないもの:
  - 残余マージンのアンロックー計算手法と会計単位の最終化
  - 包括利益計算書における保険料の表示ー既存の選択肢からの選択
  - 経過措置と発効日
- 次のデュープロセス文書の公表については、現在のところ、IASBは2012年第3～第4四半期を目指しているが、FASBは第4四半期と表明している。ーデロイトは、どちらも2012年第4四半期末になると予想している
  - 次のIASBのデュー・プロセス文書の位置づけについての決定が待たれる。
- 最終基準は2013年末までに公表されるだろう。
- デロイトは、強制適用日が2016年1月1日よりも早くなることはないであろうと予想している。

コンタクトの詳細

Francesco Nagari
Deloitte Global IFRS Insurance Leader
+44 20 7303 8375
fnagari@deloitte.co.uk

Link to **Deloitte IFRS Insurance materials:**
https://www.iasplus.com/deloitte/en/projects/project47

Insurance Centre of Excellence:
insurancecentreofexc@deloitte.co.uk